

○駐車監視員資格者証の再交付

(第 13 条第 2 項)

改正 平成 29 年 3 月 22 日

審査基準

平成 29 年 3 月 22 日

| | |
|--------------|---|
| 法令名 | 確認事務の委託の手續等に関する規則 |
| 根拠条項 | 第 13 条第 2 項 |
| 処分の概要 | 駐車監視員資格者証の再交付 |
| 原権者 (委任先) | 岡山県公安委員会 |
| 法令の定め | 確認事務の委託の手續等に関する規則第 13 条第 3 項 |
| 審査基準 | 当該駐車監視員資格者証を亡失し、又は当該駐車監視員資格者証明書が滅失したときは、その事実を確認するに足る資料の提示又は提出により、当該再交付申請が真正であることが確認できれば、その再交付を受けることができる。 ここにいう資料とは、 1 本籍、住所、氏名及び生年月日 2 駐車監視員資格者証の番号及び交付年月日 3 再交付を申請する理由をいう。 |
| 標準処理期間 | 14 日 |
| 申請先 | 交通部交通指導課駐車対策係 |
| 問い合わせ先 | 交通部交通指導課駐車対策係 |
| 決裁区分等 | 交通部交通指導課長 |